

はじめに－紹介事例の位置づけと概要－

農業分野における障害者の就労先には、主に農業生産法人等と福祉事業所の2つがある。また、働き方としては、雇用契約を結ぶ就労のほか、一般就労に向けた職業訓練等としての就労形態がある。

本稿では、こうした障害者の就労先や就労形態の違いに注目しながら、6つの事業所での取組を紹介していく。ここでは、個々の事例に立ち入る前に、障害者の就業に関する全体の状況を踏まえながら、各事例の位置づけと概要について整理しておきたい。

なお、通常、就業という場合には、収入を伴う仕事を行っていることをさすが、ここでは、収入を伴わない仕事を行っている場合も含めて、より広い概念として就労という用語を用いている。

(1) 障害者の就業実態

まず、障害者（15～64歳）全体の就業実態について厚生労働省の調査⁽¹⁾に基づき、第1表を示しておく。

第1表 障害の種類別にみた就業の実態(2006年7月1日現在)

(単位:千人、%)

	計	就業者	常用雇用	常用雇用以外	授産施設・作業所等	不就業者	無回答
計(実数)	2,050	826	335	458	171	1,165	62
身体障害者	1,344	578	280	272	38	722	46
(重度)	(657)	(214)	(96)	(110)	(24)	(420)	(23)
知的障害者	355	187	35	150	111	160	9
(重度)	(139)	(59)	(2)	(57)	(51)	(75)	(4)
精神障害者	351	61	20	36	23	283	7
計(割合)	100.0	40.3	16.3	22.4	8.3	56.8	3.0
身体障害者	100.0	43.0	20.8	20.3	2.8	53.7	3.4
(重度)	(100.0)	(32.3)	(14.6)	(16.7)	(3.6)	(63.9)	(3.5)
知的障害者	100.0	52.7	9.9	42.1	31.1	45.1	2.5
(重度)	(100.0)	(42.4)	(1.3)	(40.8)	(37.0)	(54.0)	(2.9)
精神障害者	100.0	17.4	5.6	10.4	6.6	80.6	2.0

資料：厚生労働省（2008）「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査の調査結果について」から作成。

注：調査対象は15～64歳。就業者数、不就業者数の内訳実数は同上資料に公表されている割合から算出。常用雇用の者は、各障害とも1週間あたりの労働時間が20時間以上で、期間の定めがなく雇用される者、ただし期間の定めがあっても1年以上の者は含まれる。身体障害者の重度障害は身体障害手帳1、2級の者、知的障害者の重度障害は療育手帳等の障害程度度がA1、A2、1度、2度等の者。

3障害（身体障害者、知的障害者、精神障害者）合計の205万人について、就業者は83万人（40％）で、そのうち常用雇用者が34万人（16％）、常用以外の就業者が46万人（22％）となっている。したがって、障害者の過半は就業しておらず、就業している者についても常用雇用以外の就業者が多いことがわかる。

こうした就業構成について、障害の種類別にみれば、以下のような差異があることがわ

かる。

身体障害者は3障害者の中で最も数が多く、常用雇用者の割合も高い（3障害計では常用雇用の割合が16%に対して身体障害者では21%）。このため、常用雇用者の大半は身体障害者が占めている。

一方で、知的障害者では常用雇用以外の就業者の割合が高く（3障害計で22%に対して42%）、その受け入れ先として「授産施設・作業所等」（新法下での福祉事業所に対応⁽²⁾）の位置づけが大きい点が注目される。福祉事業所で働いている障害者のほとんどは、知的障害者なのである。

これらに対して、精神障害者の場合は不就業者の割合が81%と高く、多くが就業していない。3障害計の不就業者の割合が57%であるから、精神障害者の不就業割合は際だっている。

このように、障害の種類によって就業のあり方は異なっているが、障害の程度によっても就業状況は異なっている。障害者の種類別にそれぞれみていくと、障害が重度の障害者では、就業者の割合が低く、就業している者でも常用雇用以外の割合が高い⁽³⁾。

ところで、農業分野における障害者の就業実態について全体像を示すデータは、ほとんどないが、常用雇用の場合には農業生産法人が、常用雇用以外の場合には福祉事業所が主たる受け入れ先となっていると考えられる。前者について、農村工学研究所のアンケート調査によれば農業生産法人の16%が障害者を雇用しており⁽⁴⁾、後者については、障害者福祉事業所等の全国組織である全国社会就労センター協議会（セルプ協）のデータベースによると、事業所等の24%が農業を障害者の就労活動に取り入れている⁽⁵⁾。以上のように、農業分野での障害者の就労は、農業生産法人と福祉事業所の双方で一定の割合をもって取り組まれていることになる。

なお、福祉事業所における農業分野での障害者の就労は、他の作業分野と比較して知的障害者の割合が高いとみられる点が特徴的である⁽⁶⁾。

(2)組織形態・就労形態別にみた事例の特徴

第2表に紹介事例（①～⑥）の事業所の組織形態と障害者の就労形態について示した。まず、組織形態については、6事例のうち4つが障害者福祉事業所（社会福祉法人およびNPO法人、このうち事例③は社会福祉法人の下に9の事業所を持つ広域ネットワーク型の法人）、2つが農業生産法人での取組である。

社会福祉事業所について、事例①は障害程度が比較的重い障害者の施設であることもあり、「生活介護」サービスの一環として⁽⁷⁾農業就労が行われている。

これに対して②、③、⑤は主に「就労支援」サービスとしての「就労移行支援」、「就労継続支援A（雇用）型」、「就労継続支援B（非雇用）型」によるものである。この3種のサービスの内容は以下のようなものである⁽⁸⁾。就労移行支援は通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に、一般就労への移行に向けて期間を限定して行うサービスである。一方で、就労継続支援は通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、期間

を限定せずに就労移行に向けた訓練等を行うもので、A(雇用)型、B(非雇用)型に分かれている。

第2表 紹介事例の概要－組織形態、就労支援サービス等－

事例 No.	事業所名称 (所在地)	事業所の組織形態	利用者(障害者)の 就労支援サービス等	利用者の主たる 障害の種類
実態 調査 編	① 「グリーン」 (横浜市青葉区)	福祉事業所 (社会福祉法人)	生活介護	知的障害
	② 「こころん」 (福島県泉崎村)	福祉事業所 (NPO法人)	就労移行支援 就労継続支援(B型)	精神障害
	③ 「コミュニティーネット ふくい」 (本部・福井県福井市)	福祉事業所 (社会福祉法人)	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(A型)	知的障害
	④ 「シーネット坂井」 (福井県あわら市)	農業生産法人 (有限会社)	<③との業務契約で 就労受け入れ>	知的障害
	⑤ 「マルキュー」 (岡山県岡山市)	福祉事業所 (NPO法人)	就労継続支援(A型)	知的障害、 精神障害
講演 録	⑥ 「京丸園」 (静岡県浜松市)	農業生産法人 (株式会社)	一般就労	身体障害、知的 障害、精神障害

生活介護、就労支援のいずれも、これらを行う福祉事業所に対してサービス報酬(支援金)が支給され、就労事業の収益からサービス利用者(障害者)には工賃が支払われる⁽⁹⁾。利用者に多くの工賃を支払うためには、経済事業としての就労事業の拡大と効率的な運営が求められることになる。

こうしたいわゆる福祉的就労が中心となる福祉事業所に対して、農業生産法人における就労の場合では、雇用等による一般就労が主な形態である。⑥がそうした事例である。そのほかに④のように農業生産法人が福祉事業所との業務契約により、障害者就労を受け入れている事例もある。これを含め、農業生産法人等と障害者福祉事業所とが多様な形で連携した取組の事例がみられる⁽¹⁰⁾。

また、これらの事例における障害者の就労を障害の種類別にみれば、福祉事業所の場合は、(1)で指摘したと同様に知的障害者の割合が高く、精神障害者がそれに次いでいる。農業生産法人では、⑥の事例の場合は身体障害者も就労している。

(3) 農業および農業関連分野での取組事例の特徴

次に、それぞれの事例について、農業および農業関連分野での取組の特徴を示しておく(第3表参照)。

事例①から③までは、福祉事業所での取組であり、いずれも農業生産と農産加工等の農業関連部門をあわせて行っている。販売事業としてみれば、後者の位置づけが大きい点で共通している。

①では野菜、米等を生産し販売額が170万円であるのに対して自施設昼食、弁当販売等の販売額が500万円、②では馬鈴薯、大豆等は全て加工原料に仕向けられ、事業所で運営している農産物直売所・カフェ等での販売額が6,000万円、③では米、野菜、果樹等が2,000

万円であるが、その大半は福祉事業所内での販売となり、それらを加工した学校・病院給食等の販売額が1億2,000万円となっている。

以上のように、②および③では農業関連部門での事業規模が大きく、福祉事業所が行う就労支援ビジネス事業としての要素が強いといえる⁽¹¹⁾。なお、農業生産はいずれも農地借地によるものが中心となっているが、②では同事業所が運営している直売所に出荷している野菜作農家や養鶏場に障害者がおもむいて農作業（施設外就労）を行う活動もあわせて行っている。

第3表 紹介事例の概要(2)－農業就労の実態－

No.	農業分野での障害者就労の経過と特徴	農業等生産部門の概要				障害者就労の開始年	農業就労者数 (農業関連部門は含まず)		
		農業生産		農業関連部門			障害者	健常者	
		主な作物と作付面積等	販売額	事業内容	販売額				
①	近隣農家と協力し都市農地を活用。就労体験として農作業実施。	野菜 85a 水田 25a 堆肥製造	170 万円	自施設昼食、弁当販売	500 万円	1993年	28人	9人	福祉事業所職員
②	直売所を核に出荷農家と連携。近隣農家で就労体験のほか、養鶏場経営にも着手(直売所出荷農家の経営を継承)。	馬鈴薯 10a 大豆、シイタケ	—	直売所・カフェ、農産加工	6,000 万円	2008年	10人	4人	
③	事業所間のネットワークで農業を基軸とした多角化(給食、直売等)を実現。9事業所のうち6事業所で農業を実施。	水稲 5ha 野菜 1ha 果樹 1.3ha	2,000 万円	学校・病院給食、直売所、加工	1億2,000 万円	1990年	24人	2人	
④	福祉分野から本格的に農業参入(③との業務契約により障害者就労受け入れ)	水稲 15ha 大麦・大豆 10ha 柿 80a	6,200 万円	あんぼ柿、精米作業、かきもち	550 万円	2001年	8人	6人	農業生産法人社員・パート
⑤	農業生産法人を母体に福祉事業所を設立し無農産野菜等を生産。同種の取組が近隣に波及。	ニンニク 55a 野菜 8a 水稲 5.6ha	(不明)	—	—	1987年	17人	4人	福祉事業所職員
⑥	農業生産法人が障害者を雇用。障害者と健常者が役割分担して精緻な農作業を推進。	水耕施設野菜 70a 水田・野菜 120a	1億2,000 万円	—	—	1996年	22人	38人	農業生産法人社員・パート

以上の福祉事業所の取組に対して、④および⑤は農業生産が主たる活動となっている。④は農業経営規模が31haと大きく、米、大豆、大麦の土地利用型の農業を中心とし、あわせて干し柿やかきもちといった農産加工を行っている（販売額は農業6,200万円、加工等550万円）。⑤はニンニクを基幹作物とし、米も6ha程度生産している。

さて、この2つの事業体の組織形態は、前述のように④が農業生産法人（有限会社）、⑤が福祉事業所（NPO法人）であるが、出自に注目するとこれとは反対に、前者が福祉事業所、後者が農業生産法人由来の事業所である。すなわち、それぞれ福祉からの農業参入⁽¹²⁾、農業からの福祉参入の事例である。

④は、社会福祉法人③から分離・独立している。前述のように、③は県下で広域に展開する9つの事業所からなるネットワーク型の社会福祉法人であり、④はその1事業所が障害者に農業での就労の場を提供するため、本格的に農業を行うことを目指して、別途、設立した農業生産法人である。こうした目的と経過のため、④は母体となった福祉事業所と業務契約を結んで農作業を行う障害者を受け入れ、生産された農産物は③が買い上げてい

る。このように、③と④は連携して障害者就労活動を実践している。

一方、⑤は農業生産法人（1994 年設立）を母体に設立されている。以前から社会貢献をめざし障害者を雇用していたが、無農薬野菜等の集約的な農業を実践するためには多数の雇用が必要という判断もあり、就労支援を拡充するため社会福祉事業所を立ち上げるに至った。農地や農機具は福祉事業所が農業生産法人から借り受ける体制をとっており、福祉事業所と農業生産法人は一体的な経営を行っているといえる。こうした農業経営を母体とする福祉事業所の設立は、近隣の農家に波及する動きをみせている点でも注目される。

また、それぞれ④および⑤について、④では近隣農家から頼まれて土地条件が必ずしも良くない農地の保全を行ったり、⑤では高齢農家に出向いて水稻苗の補植作業を援農ボランティアとして実施しているなど、障害者が行っている農作業は多岐にわたっている。

最後に、⑥は水耕施設（70a）でコネギやミツバ等を生産し 1 億 2,000 万円を販売している農業生産法人である⁽¹³⁾。この法人は、当初、障害者の雇用には消極的であった。しかし、障害者を雇用することで、職場の雰囲気は優しくなり、作業効率も上がったという。そうした経験を経て、福祉関係機関とも連携しながら障害者の個々の障害特性に合わせた作業プログラムを作成し、障害者が働き易い機器や装置類を開発するなど、様々な創意工夫を行っている。「障害者の能力を賃金の稼げるレベルにもっていく雇用システムづくり」を目指した取組である。

障害者と健常者（社員やパート従業員）とが協力し役割分担することで精緻な農作業を実践しており、障害者雇用の拡大とともに生産量が拡大するなど経営面での効果が発揮されている点が注目される。また、同社の社長は、こうした農業分野での障害者の就労を地域の一般農家にも広げるために、特例子会社を活用した取組にも関与している。なお、以上の事例⑥については、農林水産政策研究所セミナーでの講演録（講師：同社社長）として本稿で紹介することにした。

さて、それぞれの事例での農業分野における障害者の就労活動は、第 3 表に示したように、1990 年代以降から開始されたものが多く、比較的新しい取組といえる。調査時点では各事例で 8 ～ 28 人と多数の障害者が農業分野で就労しており、総じて近年になるほど就労者数が増加する傾向にもある。また、福祉事業所①～③については、このほかに農業関連事業での障害者就労数も多い。さらに、就労者は障害者だけではなく、福祉事業所の職員や農業生産法人の社員・パートもともに農作業や農産品加工に携わっている。これら農業分野での障害者就労の取組は、健常者も含めた就労機会の拡大に寄与しているといえる。

障害者と福祉事業所の職員、地域の農業者が、障害者の仕事の特性を生かして、付加価値の高い農産物の生産、直売や加工、調理に多角的に取り組んでいることが、就労の場の拡大に結びついているのである。

ところで、収益をあげていない活動も含め、障害者が農業分野で就労する取組は、地域の農業者等との連携によって可能となっている。こうした連携を通じて実施されている農

地保全、高齢農家の援農、交流イベント等によって様々な農村活性化の効果がもたらされているが、これらの詳細については、各事例での記述に譲りたい。

(香月 敏孝)

注(1) 厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」による。障害者就業実態調査は5年おきに行われており、直近の調査は2006年7月時点（前回は2001年6月実施で、対象は身体及び知的障害者）。この調査は、国勢調査で使用された調査区を用いた標本調査（抽出率1/100）を行って全国推計したもの。

(2) 「授産施設・作業所等」は、自立支援法制定前の障害者福祉施設であり、同法の施行に伴い障害者福祉事業所への移行が進められている。

(3) 第1表に示していない精神障害者についても、最も障害程度が重い1級の場合、不就業者の割合は85%とほとんどを占め、常用雇用、常用以外の就業の割合はそれぞれ2%、10%に過ぎない。この点に関連し、知的障害者については重度障害の者であっても就業割合が42%と比較的高く、その受け皿として授産施設・作業所の役割が大きいことが指摘できる。

(4) 農村工学研究所が2008年に行ったアンケート調査によれば、農業生産法人（476サンプル）のうち16%が障害者を雇用している（農村工学研究所(2010)を参照）。

(5) 全国社会就労センター協議会（セルプ協）のデータベースによれば、2010年10月時点で農業を実施している事業所等の割合は24%（全事業所3,459のうち827事業所）である。この時点におけるデータベースは全事業所の障害者数の5割程度をカバーしていると推計される。なお、同データベースは随時更新されており、直近のデータについては全国社会就労センター協議会ホームページ[6]を参照されたい。

(6) 上記注(5)のデータベースについて、知的障害者施設のみでは農業を実施している事業所の割合は32%と全体の平均よりも高い。また、A県のデータ（2005年調査、非公表）によれば、全体の事業所合計（45カ所）では知的障害者が占める割合は61%であるが、農業を行っている事業所（16カ所）に限れば、この割合は83%と高くなる。

(7) 生活介護は、生活支援のほか創作的活動または生産活動の機会の提供等の支援を行うサービス。詳しくは、厚生労働省ホームページ[7]を参照。

(8) 障害者福祉研究会(2008)のほか、大澤(2010)、厚生労働省ホームページ[7]を参照。

(9) 第1部第2章第2表、第3章第2表で示すように、福祉事業所の事業は、会計上で福祉事業と就労支援事業とに区分される。前者は支給される支援事業報酬等を収入とし、事業所職員の人件費等に充当される。これに対して、後者は事業所が行う種々の就労支援事業で得られた販売額等を収入とし、経費を差し引いた利益の中から利用者（障害者）に工賃が支払われる。なお、就労支援継続A型の場合には、法定雇用率を上回る雇用に対して障害者雇用調整金が別途支給され収入の一部となる。

また、工賃の水準は、事業所によって異なるが、サービス区分ごとには、生活介護<就労移行・就労支援B型<就労支援A型といった序列が一般的である。全国社会就労センター協議会(2009)によれば、2009年5月時点の調査（回答766事業所等）に基づき、それぞれ月額平均で、生活介

護：6,946 円、就労移行：16,214 円、就労支援 B 型：14,845 円。就労支援 A 型：80,123 円となっている。

- (10) 例えば福祉事業所②が農業生産法人と連携して行っている援農ボランティアの事例等がある。
- (11) こうした活動の成果により、この 2 つの事業所での工賃は高い水準を実現している（第 I 部の実態調査報告の第 2 章、第 3 章を参照）。
- (12) 事例②についても、直売所に出荷していた養鶏農家の経営主がリタイヤすることになり、福祉事業所が同経営を継承しており、福祉からの農業参入の事例として位置づけられる。
- (13) 事例⑥の就労の取組実態については、ホームページ [8]、[9] をあわせて参照されたい。

[引用・参考文献]

- [1] 大澤史伸(2010)『農業分野における知的障害者の雇用促進システムの構築と実践』、(株)みらい
- [2] 障害者福祉研究会(2008)『障害者自立支援法事業者ハンドブック報酬編 2008 年度版』、(株)中央法規出版
- [3] 全国社会就労センター協議会(2009)「景気後退に伴う社会就労センターへの影響調査〔平成 21 年 5 月版〕 調査結果」
- [4] 農村工学研究所(2009)『農業分野における障害者就労マニュアル』
- [5] 農村工学研究所(2010)「農業分野での障がい者就労の類型化による支援課題の抽出とその解決方策」『農村工学研究所技報』第 210 号

ホームページ

- [6] 全国社会就労センター協議会(セルフ協)、<http://www.selp.or.jp/index.html>
- [7] 厚生労働省(2011)「障害福祉サービスの内容」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html>
- [8] 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(2005)『京丸園株式会社：「農の福祉力・包容力」の実践－農園における障害者雇用－』
<http://www.ref.jeed.or.jp/18/18046.html>
- [9] 福井博一(2006)「京丸園(株)」(岐阜大学・福井教授のホームページ)
<http://www1.gifu-u.ac.jp/~fukui/03-1-071.html>